

第8章 産業廃棄物対策事業

1 産業廃棄物対策について

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類が、法令により産業廃棄物と定められている。

産業廃棄物は、質量両面において市町村の清掃事業では処理することが困難であるため、原則として民間事業者によって処理されているが、多量に排出された産業廃棄物や、有害物質を含む産業廃棄物が、ひとたび不適正に処理された場合、周辺環境に大きく影響を与える恐れがある。

本市は、中核市への移行により、県から産業廃棄物に関する権限の移管を受け、法令に基づく許認可の申請に対する適確な審査や、排出事業者及び処理業者に対する定期的な立入検査、報告徴収を行うことなどにより、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めている。

2 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可状況

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、並びに産業廃棄物処理施設設置の許可申請に対する審査を行っている。

◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

(単位：件)

年 度	区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
		収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業
令和3年度	新規許可 件数	1	0	0	0
	更新許可 件数	6	5	0	0
令和4年度	新規許可 件数	3	0	0	0
	更新許可 件数	1	1	2	1
令和5年度	新規許可 件数	0	2	0	0
	更新許可 件数	1	4	0	0

◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数

(令和6年4月1日現在)

産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		合 計 (延べ数)
収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業	
16	18	3	1	38

※収集運搬業については、全て積み替え保管を含む収集運搬業の許可業者。

◎産業廃棄物処理施設の設置許可件数

(単位：件)

区 分	施 設 の 種 類	施設数	新規許可件数		
		令和6年 4月1日 時点※	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	汚泥の脱水施設	9	6	0	0
6	廃酸又は廃アルカリの 中和施設	8	8	0	0
8-2	木くず又はがれき類の 破砕施設	8	0	1	0
11	汚泥、廃酸又は廃アル カリに含まれるシアン 化合物の分解施設	1	1	0	0

※ 区分の数字は、廃棄物処理法施行令第7条の号番号を示す。

※ 区分6の内、1施設は区分11を兼ねる。

3 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、事業計画者と住民の合意形成を促進するための手続等を定めた市条例に基づき、計画書の受理、事業計画の告示及び縦覧、事業計画の審査等を実施している。

(単位：件)

年 度	区 分				
	事業計画書の受理	告示・縦覧	関係住民の 意見書の受理	審査結果の通知	承認書の交付
令和3年度	4	5	1	4	2
令和4年度	4	3	3	4	5
令和5年度	0	2	1	2	1

4 有害使用済機器の保管等の対策

廃棄物処理法に基づき、有害使用済機器の保管業及び処分業についての届出を受理している。

(単位：件)

年 度	区 分	
	保管業	処分業
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

5 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の再生を業として営み、施設、能力等が一定の基準を満たした事業者を廃棄物再生事業者として登録している。

(令和6年4月1日現在)

年 度	事業者	事業所
令和3年度	23	25
令和4年度	20	22
令和5年度	20	22

6 不適正処理の未然防止対策

令和5年度は、年間90日の監視パトロール（立入検査数759件）を実施し、不法投棄や不適正処理の未然防止を図った。

特に、資材置き場等に廃棄物を一時保管している建設業者や解体業者については、定期的なパトロールを年間を通して実施することにより、保管量や保管状況の監視及び適正処理の指導を行った。

(1) 排出事業者対策

保健所と合同での感染性廃棄物の排出事業者への立入検査（医療監視）や、建築安全課及び環境保全課と合同での解体工事現場への立入検査（建設リサイクル法関係）を行った。

その他の廃棄物の排出事業者についても、監視パトロールを実施するとともに、処理基準の遵守を指導した。

また、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を受けている。

更に、廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、産業廃棄物の多量排出事業者から、廃棄物の排出の抑制に関する事項等に関する計画書及び、その実施状況に関する報告書の提出を受けている。

◎排出事業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分				合計
	医療監視	建設リサイクル法関係	排出事業者（左記以外）	その他	
令和３年度	0	6	354	207	567
令和４年度	2	27	665	257	951
令和５年度	4	45	484	202	735

◎産業廃棄物管理票交付等状況報告書受理件数（事業場数）

(単位：件)

年度	紙マニフェスト	電子マニフェスト	合計
令和３年度	988	1,285	2,273
令和４年度	947	1,411	2,358
令和５年度	955	1,502	2,457

※ 報告書は、前年度の実績を報告するもの。

※ 電子マニフェストは、廃棄物処理法に規定された情報処理センターから報告された件数。

◎多量排出事業者からの排出抑制計画書・実施状況報告書受理件数

(単位：件)

年 度	区 分	法律対象	県条例対象	合 計
令和３年度	計画書	38	7	45
	報告書(前年度分)	39	5	44
令和４年度	計画書	42	6	48
	報告書(前年度分)	42	6	48
令和５年度	計画書	50	5	55
	報告書(前年度分)	42	6	48

(２) 処理業者等対策

廃棄物処理法に基づく許可を受けた事業者から川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づき提出される産業廃棄物処理実績報告や、定期的な立入検査により、処理状況の確認及び適正処理に向けた指導を行った。

また、一般廃棄物処理施設への立入検査も適時実施し、施設の稼働状況の確認等を行っている。

◎処理業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分			合計
	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	
令和３年度	69	10	3	82
令和４年度	23	0	2	25
令和５年度	24	0	0	24

7 PCB 廃棄物対策

(1) 保管及び処分状況等届出書の受理等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物等の保管・処分状況等の届出を受理した。

また、未届出者などに対して立入検査を行い、期限内の処分に向けた助言・指導を行った。

(単位：件)

年 度	区 分				立入検査
	保管及び 処分状況届	保管場所 変更届	終了届	合計	
令和3年度	429	15	30	474	50
令和4年度	353	7	31	391	19
令和5年度	265	7	14	286	2

(2) PCB使用安定器保有状況調査

過年度に実施したPCB使用安定器保有状況調査で、PCB使用安定器の保有状況に「不明」と回答した者もしくは保有していると回答があった事業者等に対し、令和5年度は現地調査等を40件実施した。

8 使用済自動車のリサイクル対策

使用済自動車から出る有用資源の再資源化等を適正かつ円滑に実施するため、自動車リサイクル法に基づき、引取業、フロン類回収業の登録及び、解体業、破砕業の許可申請に対する審査を行っている。

また、使用済自動車のリサイクルを適正に推進するため、許可業者に対する立入検査を行った。

◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可件数

(単位：件)

年 度	区 分	引取業 (登録)	フロン類 回収業 (登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)	立入検査
令和3年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	4
	更新登録・許可件数	6	2	0	0	
	登録・許可廃止等件数	2	0	0	0	
令和4年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	36	6	0	0	
	登録・許可廃止等件数	2	0	0	0	
令和5年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	2	1	1	0	
	登録・許可廃止等件数	1	1	1	0	

◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可業者数

(令和6年4月1日現在)

引取業 (登録)	フロン類回収業 (登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)
60	10	5	2

9 土砂堆積への対策

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例に基づき、500 m²以上の区域への土砂の堆積の許可申請に対する審査を行うとともに、許可事業者からの定期報告を受理した。

また、土砂堆積に関する調査や堆積を行っている者に対する指導を行い、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図った。

(単位：件)

年 度	区 分						
	許可申請	許可	変更届	定期報告	完了届	確認申請	立入検査
令和3年度	1	1	0	9	1	1	15
令和4年度	6	6	0	13	3	0	35
令和5年度	3	2	0	17	2	0	17